

「感染症による出席停止について」

以下の感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により、定められた期間出席停止になります。

医師の診断により罹患が判明した場合は、学校（担任）へ連絡してください。

なお、医師より登校の許可が出たら「出席停止報告書」をダウンロードし、保護者が記入したものを登校時に学校（担任）へ提出してください。

学校感染症の種類と出席停止期間

分類	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	感染源となりうる期間は原則入院 治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
	特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※「その他の感染症」は、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる疾患である。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	